

半島振興対策実施地域と過疎地域において 税制特例が活用出来ます！

静岡県では、半島振興対策実施地域と過疎地域の安定的な就業機会の確保や産業振興の促進を図るため、県税(事業税・不動産取得税等)の特例制度を創設しています。また、半島振興対策実施地域と過疎地域を含む県内の各市町においても、県と合わせて、市町村税(固定資産税)について同様の特例制度を創設しました。

これにより、各種要件に該当する場合は、別途制度化されている国税(所得税・法人税)の割増償却のほか、県税と市町村税の軽減措置も受けることができます。

県税の特例制度の内容

県税の特例とは、対象業種を営む事業者が、半島振興対策実施地域や過疎地域の区域内で、その事業に使用する設備(建物及び附属設備、機械及び装置等の減価償却資産)を新設又は増設し、供用した場合、過疎地域にあっては、取得又は製作若しくは建設のうえ供用した場合などに、県税(法人事業税・個人事業税・不動産取得税等)の軽減ができる制度です。(土地は、取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に対象)

なお、半島地域と過疎地域が重複する地域では、いずれかの制度を選択することとなります。

(1) 半島地域における特例

対象地域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市(旧戸田村)、伊豆市			
対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金1,000万円 以下の法人	資本金1,000万円 超 5,000万円以 下の法人	資本金5,000万円 超の法人	
取得要件	500万円以上の 設備の新増設	1,000万円以上の 設備の新増設	2,000万円以上 の設備の新増設	500万円以上の 設備の新増設
対象期間	平成29年4月1日以降に新増設した設備が対象			
県税の特例 (課税する率)	事業税……通常税率の 1/2(1年目)、3/4(2年目)、7/8(3年目) 不動産取得税……通常税率の 1/10 固定資産税……通常税率の 1/10(1年目)、1/4(2年目)、1/2(3年目) (*1)特例措置を受けるためには市町長の確認が必要となります。 (*2)固定資産税は、静岡県が課税する大規模償却資産が対象となります。 (*3)対象設備に係る部分が軽減税率の適用対象となります。			

(2) 過疎地域における特例

対象地域	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市(旧戸田村)、伊豆市、島田市(旧川根町)、川根本町、浜松市(旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町)		
対象業種	旅館業・製造業 農林水産物等販売業・情報サービス業等		畜産業・水産業
	個人、 資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超、1億円以下の法人	
取得要件	500万円以上の設備の取得等	1,000万円以上の設備の取得等	2,000万円以上の設備の取得等
		(農林水産物等販売業・情報サービス業等) 500万円以上の設備の取得等	
対象期間	令和3年4月1日以降に取得等した設備が対象		
県税の特例	<p>事業税……旅館業・製造業・農林水産物等販売業・情報サービス業等は、3年間課税免除 畜産業・水産業は、5年間課税免除(個人事業税)</p> <p>不動産取得税……課税免除(畜産業・水産業は、対象外)</p> <p>固定資産税……3年間課税免除(畜産業・水産業は、対象外)</p> <p>(*1)特例措置を受けるためには市町長の確認が必要となります</p> <p>(*2)固定資産税は、静岡県が課税する大規模償却資産が対象となります。</p> <p>(*3)対象設備に係る部分が課税免除の適用対象となります。</p>		

※令和3年3月31日以前に完了した設備投資については、改正前の旧制度を適用します。

※従来の新增設に加え、建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。ただし、資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に限ります。

国税の特例制度の内容

国税(所得税・法人税)の特例とは、対象業種を営む事業者が、半島振興対策実施地域や過疎地域の区域内で、その事業に使用する設備等(機械・装置、建物・附属設備、構築物)を取得等し、供用した場合に、割増償却等ができる制度です。

なお、半島対策実施地域と過疎地域が重複する地域では、いずれかの制度を選択することとなります。詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

(1) 半島地域における特例

対象地域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市(旧戸田村)、伊豆市			
対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金 1,000 万円 以下の法人	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法 人	資本金 5,000 万円 超の法人	
取得価格 取得要件	500 万円以上の 設備等の取得等	1,000 万円以上の 設備等の取得等	2,000 万円以上の 設備等の新增設	500 万円以上の設 備等の取得等 (資 本金 5,000 万円超 の場合は、新增設)
償 却 率	機械・装置……普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物……普通償却限度額の48%			
償却期間	5年割増償却			
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年4月1日以降の設備等の取得等が対象です。 特例措置を受けるためには市町長の確認が必要です。 			

(2) 過疎地域における特例

対象地域	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市(旧戸田村)、伊豆市、島田市(旧川根町)、川根本町、浜松市(旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町)		
対象業種	旅館業 ・ 製造業 ・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等		
	個人、 資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超、 1億円以下の法人	資本金1億円超の法人
取得価格 取得要件	500万円以上の設備の取得等	1,000万円以上の 設備の新增設	2,000万円以上の 設備の新增設
		(農林水産物等販売業・情報サービス業等) 500 万円以上の設備の新增設	
償 却 率	機械・装置 …… 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 …… 普通償却限度額の 48%		
償却期間	5年割増償却		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置を受けるためには市町長の確認が必要です。 		

※従来の新增設に加え、建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。

市町村税の特例制度の内容

半島振興対策実施地域や過疎地域を含む各市町では、市町村税(固定資産税)に対しても、県税と同様の制度を創設しています。

詳しくは、各市町の担当課へお尋ねください。

対象業種の例

旅館業	○ホテル営業	○旅館営業 等
製造業	○木材・木製品製造 ○食料品製造 ○繊維製造 ○家具・装備品製造	○石油製品・石炭製品製造 ○金属製品製造 ○生産用機械器具製造 ○電気機械器具製造 等
農林水産物等販売業	○農畜産物・水産物卸売業 ○食料・飲料卸売業 ○野菜・果実小売業 ○食肉小売業 ○鮮魚小売業 ※設備等が所在する市町内で生産された農林水産物(当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む)を、店舗において主に当該地域外の者に販売する事業が対象です。	○酒小売業 ○畜産食料品小売業 ○水産食料品小売業 ○パン・菓子小売業 等
情報サービス業等	○有線放送業 ○ポータルサイト・サービス運営業	○ソフトウェア業 ○コールセンター業 等

県財務事務所の担当課（お問合せ窓口）

名称及び電話番号	税制の対象となる区域
○下田財務事務所 電話番号：0558-24-2014（共通）	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町
○沼津財務事務所 電話番号：055-920-2029（法人） 2030（個人） 2033（不動産）	沼津市（旧戸田村）、伊豆市
○静岡財務事務所 電話番号：054-286-9160（法人）	島田市（旧川根町）、川根本町
○藤枝財務事務所 電話番号：054-644-9131（個人） 9132（不動産）	
○浜松財務事務所 電話番号：053-458-7141（法人） 7142（個人） 7146（不動産）	浜松市（旧春野町、旧龍山村、 旧佐久間町、旧水窪町）

関係市町の担当課（お問合せ窓口）

○下田市	企画課	電話番号：0558-22-2212
○東伊豆町	企画調整課	電話番号：0557-95-6202
○河津町	町民生活課	電話番号：0558-34-1928
○南伊豆町	町民課	電話番号：0558-62-6222
○松崎町	窓口税務課	電話番号：0558-42-3968
○西伊豆町	窓口税務課	電話番号：0558-52-1113
○沼津市	産業戦略推進室	電話番号：055-934-4744
○伊豆市	企画財政課	電話番号：0558-72-9873
○島田市	課税課	電話番号：0547-36-7141
○川根本町	税務住民課	電話番号：0547-56-2223
○浜松市	資産税課	電話番号：053-457-2156（償却資産） 053-922-0015（土地・家屋）